

環境 だより



庭木や雑草に関する苦情 が寄せられています！

最近、空き地、空き家を含め、一般家庭における、庭木や雑草の繁殖はんもに関する苦情が寄せられています。

適切に土地管理をしないと、知らず知らずのうちに、近隣の方々に迷惑をかけることとなります。

草木の繁殖は次のような生活環境の悪化を招きます。

▽害虫の発生や花粉の飛散

▽ごみの不法投棄

▽たばこのポイ捨て、また放火による火災等

定期的に草刈り、樹木の枝切りをおこない、「自分」の土地は、「自分」で管理をするという意識を持って、適正な管理を心がけましょう。なお、ご自身で剪定・除草された枝、草は「有機資源保管所」へ持ち込むことができます。

有機資源保管所

開所日

▽豊田地区 金・日曜日

▽二ツ屋地区 土・月曜日

開所時間 午前9時から正午、午後1時から4時（午前・午後とも、終了の15分前までに受け付けをお願いします）

※年末年始は除きます。

野焼きは禁止されています

「近所で草木を燃やして臭いがする」「煙で布団や洗濯物に臭いがついてしまふ」など野焼きに対する苦情が数多く寄せられています。野焼きは、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」により、以下の例外を除き原則として禁止となっています。

また、一定の構造基準を満たしていない焼却炉についても使用が禁止されていますのでご注意ください。

焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却

▽国または地方公共団体が施設管理をおこなうために必要な焼却

▽災害予防、応急対策、または復旧のために必要な焼却

▽風俗習慣または宗教上の行事をおこなうために必要な焼却

▽農林業を営むためのやむを得ない焼却

▽たき火など日常生活を営む上で通

常おこなわれる軽微な焼却

※なお、このような例外でも煙害で周囲に迷惑がかかる行為は指導の対象となります。

ご協力ありがとうございました

5月26日（日）、町内全域でごみゼロ運動と五条川・合瀬川・矢戸川クリーンアップ活動がおこなわれました。

当日は総勢5359名（ごみゼロ運動4816名、クリーンアップ活動543名）の方のご協力により、町内の道路、水路、河川等に落ちて

いた紙くずやプラスチック、空き缶、ビン等のごみ拾いが一斉におこなわれ、多くのごみを集めることができました。今後も活動が続けてまいりたいと思いますので、皆さんのご参加・ご協力をお願いします。

犬の優良

飼養者表彰



尾北狂犬病予防推進協議会では、次の要件に該当する犬の飼主の方を「優良飼養者」として表彰します。

要件

①登録してから前年度末現在（令和6年3月31日時点）で、12年以上継続して同一犬を飼養し、当該犬が生存していること。かつ、狂犬病予防注射を毎年接種していること

象になります。

問合せ先

環境対策室 ☎95-1613

②飼養期間中、こつ傷害事故がなく、適正飼養している方

③過去に優良飼養者表彰を受けていない方

応募方法 要件に該当している方は、町から推薦しますので環境対策室へお申し込みください。

応募期限 8月5日（月）

※被推薦者については、尾北狂犬病予防推進協議会で審査の上、表彰者を決定します。

問合せ先

環境対策室 ☎95-1613